

香川県小児科医会登録・発達障害診療医研修プログラム

1. 背景

各種統計によると通常学級に在籍する子どもの5-10%程度は発達障害児に該当すると報告されており、児童精神科医や小児神経科医等の専門医以外のプライマリケア医が一般診療や園医(保育園嘱託医・幼稚園医)・学校医の役割として対応する機会も稀ではない。加えて、その早期の気づき、早期介入の有効手段の一つである5歳児健診への関与も今後必要と思われる。

2. 目的

このような現状を踏まえて、香川県小児科医会ではプライマリケア医が発達障害児に適切に対応出来る知識・技能を身につける事を目的とした「発達障害診療医研修プログラム」を立ち上げ、その履修者を香川県小児科医会登録・発達障害診療医と認定する事とした。

3. 方法

1) 対象:

主なる勤務先を香川県内とする医師。取得方法は単位制とし、その内訳として香川県小児科医会・香川県医師会・香川県共催で実施されるプライマリケア医等・発達障害対応力向上研修会を基礎講座としてその参加を必須とし、その他個別に実施される各講演会を香川県小児科医会が事前に指定研修会に認定し、その参加者に単位を加算する。プライマリケア医等・発達障害対応力向上研修会を午前/午後・延べ2コマを受講し、かつその他の指定研修会10単位を取得した時点で申請可能とする。

2) 指定研修会の単位認定:

概ね1時間以上の発達障害関連の研究会や講演を1単位とする。但し、同一研究会で複数の1時間以上の講演がある場合は講演数をその単位とする。また、延べ2コマ以降のプライマリケア医等・発達障害対応力向上研修会の受講歴はその他の研修会単位として加算する。

3) 指定研修会:

- ①香川県小児心身医学研究会 (年2回各1単位)
- ②香川発達神経研究会 (年1~3回各1単位)
- ③香川小児精神医学臨床研究会 (年1~2回各1単位)
- ④香川5歳児健診ネットワーク (年2回各1単位)
- ⑤香川県子どもの心診療ネットワーク事業講演会 (年3回各1単位)

- ⑥延べ2コマ以降のプライマリケア医等・発達障害対応力向上研修会
(年1回各午前/午後・1コマにつき2単位)
- ⑦その他、香川県内で不定期に開催される香川県児童虐待防止ネットワーク事業、香川県小児科医会、西讃小児科医会、製薬会社等が主催する発達障害に関連した講演会

4) 申請方法・申請先:

・申請方法: 春・秋の年2回・各1ヶ月程度の申請期間に下記申請先に記録カードを郵送



・申請先: 〒769-2513 東かがわ市大谷 813-1 小児科内科三好医院 宮崎雅仁
* 研修終了医師は登録医師名簿に記載し、登録証および更新用カードを発行
登録期間は5年間

・更新規定: 新規申請と同様の研修内容(5年間でプライマリケア医等・発達障害対応力向上研修会を午前/午後・延べ2コマの参加と指定研修10単位)

4. 到達目標

1) 概要

- ① 一般診療の中で子どもの発達や心の問題について配慮する必要性を認識出来る。
- ② 発達障害・軽症例のプライマリケアと重症例の専門医への適切な紹介が出来る。
- ③ 園医(保育園嘱託医・幼稚園医)・学校医として発達障害等の子どもの心の問題に対して教育・保育機関との連携および適切な指導・助言が出来る。

- ④ 5歳児健診等の健診担当医として発達障害児の早期の気づきや早期介入に協力・対応出来る。
- ⑤ 親子関係の問題を認識し、不適切な養育状況への初期対応が出来る。
- ⑥ 身体的症状を抱えた子どもの心理面への対応を配慮出来る。
- ⑦ 子どもの心の問題に関係する社会資源と連携・協力して、発達障害に関与出来る。

2) 具体的到達目標

(1) 基礎知識(以下の基礎的な知識を有する必要がある):

- ① 定型発達児の発達(運動発達, 言語発達, 社会性の発達)について説明出来る。
- ② 生活環境や生活習慣の乱れが成長・発達に及ぼす影響について説明出来る。
- ③ 発達の遅れ・偏り・歪みについて説明出来る。
- ④ 発達障害について説明できる。
- ⑤ 5歳児健診等の乳幼児健診の内容とその意義について説明出来る。
- ⑥ 習癖・睡眠障害・排泄障害・チック障害について説明出来る。
- ⑦ 親子関係の問題について説明出来る。
- ⑧ 発達障害児の保護者への適切な対応法が説明出来る。
- ⑨ 子ども虐待について説明出来る。
- ⑩ 発達障害に使用する主要薬剤の作用と副作用について説明出来る。
- ⑪ 地域の保健所、保健センター、児童相談所の連絡先(住所, 電話番号等)を知っている。

(2) 実践能力(基礎知識を基に以下の実践・応用能力を身につける必要がある):

- ① プライマリケア医として発達障害児の診察と適切な対応が出来る。
- ② 子どもに推奨すべき適切な生活習慣・生活環境について保護者に助言が出来る。
- ③ 発達障害児の保護者の相談を受け、その不安を和らげることが出来る。
- ④ その他の発達の問題に対してそのプライマリケアや必要な場合は適切な紹介が出来る。
- ⑤ 行動・情緒面の問題に対してそのプライマリケアや必要な場合は適切な紹介が出来る。
- ⑥ 習癖, 睡眠障害, 排泄障害, 単純チック障害, 不登校等に対して、そのプライマリケアや必要な場合は適切な紹介が出来る。
- ⑦ 育児に関する保護者の心配事について助言が出来る。
- ⑧ 親子関係の問題について保護者に助言が出来る。
- ⑨ 児童虐待を疑い、適切な初期対応および関係機関と連携が可能である。

- ⑩ 園医(幼稚園医・保育園嘱託医)・学校医として定期健診等により発達障害児等の行動・情緒・対人関係に問題のある子どもに関与し、職員からの相談に対して適切に対応出来る。
- ⑪ 発達障害の早期の気付き、早期介入のために実施される5歳児健診に担当医等として協力出来る。
- ⑫ 保健所・保健センター、学校、児童相談所からの問い合わせに可能な範囲で応える事が出来る。

(3)疾患・障害別知識(実践・応用に活かすために以下の主要疾患・障害の知識が必要である):

- ① 発達障害
自閉症スペクトラム障害、注意欠陥/多動性障害、知的障害、学習障害、発達性協調運動障害
- ② 発達障害の二次性併存障害として認められる主要疾患・障害
反抗挑戦性障害、行為障害、うつ病、強迫性障害
- ③ 発達障害の一次性併存障害として認められるその他の主要疾患・障害
排泄障害(遺尿症・遺糞症)、チック障害、選択性緘黙、睡眠障害(夜尿症・夜驚症)、てんかん
- ④ 発達障害に関連する社会問題化している子どもの問題および状態
不登校、子ども虐待、いじめ、ひきこもり、反応性愛着障害、摂食障害